# 日・ASEAN 友好40周年に伴う数次短期滞在査証

# 1. 発給条件対象者

- (1)ICAO (国際民間航空機構)標準の機械読取式一般旅券 (MRP) 又は IC 一般旅券を所持する フィリピン国民。
  - (2)日本国において在留資格「短期滞在」に該当する活動を行うことを目的とする方。
  - (3)数次短期滞在査証の発給を希望する方。

## 2.発給条件(以下のいずれかの条件を満たす必要があります)

(1)過去3年間に日本国への短期滞在での渡航歴があり、その間に日本国国内法令に違反するなど日本国における入国・在留状況に問題が認められず、かつ渡航費・滞在費等の経済支弁能力を有する方。

(2)過去3年間に日本国への短期滞在での渡航歴があり、その間に日本国国内法令に違反するなど日本国における入国・在留状況に問題が認められず、かつ過去3年間に日本国を除いたG7諸国(仏、米、英、独、伊、加の6カ国)への短期滞在での複数回の渡航歴が旅券で確認できる方。

- (3)十分な経済力を有する方
- (4)上記(3)の配偶者又は子

### 3.提出書類

※各提出書類に関する注意事項は別紙「各提出書類についての補足説明・注意事項」、 その他留 意事項は「提出書類についての留意事項」をご確認ください。

#### 【共通書類】

- 1. 数次有効査証発給希望理由書(申請人作成)※大使館規定書式での提出が必要です。
- 2. フィリピン国パスポート
- 3. 查証申請書
- 4. 申請用写真
- 5. 滞在日程表 (初回の渡航予定)

#### 【発給条件別の提出書類】

### ●発給条件2(1)に該当する方

- 6. 日本国の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可印が貼付された現有旅券または旧旅券。
- 7. 申請人の納税証明書
- 8. 申請人の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書
- ●発給条件2(2)に該当する方
- 9. 日本国の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可印が貼付された現有旅券または旧旅券。
- 10. 過去3年以内に日本国を除いたG7諸国への短期滞在での複数回の渡航歴が確認できる、G7諸国の入国査証及び出入国印がある現有旅券又は旧旅券。

#### ●発給条件2(3)に該当する方

- 11. 国家統計局 (PSA) 発行の出生証明書 (注1)
- 12. 国家統計局 (PSA) 発行の婚姻証明書 (既婚者のみ) (注2)
- 13. 申請人の納税証明書
- 14. 申請人の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書
- ●発給条件2(4)に該当する方(上記2(3)の配偶者及び/又は子))
- 15. 扶養者(上記2(3))に該当する方の納税証明書
- 16. 扶養者の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書
- 17. 扶養者作成の身元保証書
- 18. 国家統計局 (PSA) 発行の出生証明書 (注1)
- 19. 国家統計局 (PSA) 発行の婚姻証明書 (既婚者のみ) (注2)

\_\_\_\_\_

#### (注1・出生証明書について)

- (1) 出生届けが未登録の方
  - ①PSA のみが未登録の場合
    - · PSA 発行の未登録証 +市町村役場発行の出生証明書
  - ②PSA+市町村役場ともに未登録の場合
    - PSA 発行の未登録証 +市町村役場発行の未登録証
- (2) 出生届けが遅延登録の方
  - ※PSA 発行の出生証明書に加えて、以下の書類を提出してください。
    - ①洗礼証明書
    - ②学校成績表 (小学校又は高校、フォーム 137)
    - ③卒業アルバム(提出可能な方)/コピー可
      - ※①②は両方共必須となります。
- (3) PSA 発行の出生証明書の文字が不明瞭な場合
  - PSA 発行の出生証明書 +市町村役場発行の出生証明書
- (注2・婚姻証明書について)
- (1)既婚者で婚姻記録が PSA にない場合
  - 1. PSA 発行の無結婚証明書+市町村役場発行の婚姻証明書